

観光施設再生・立地支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 東日本大震災により被災した県内の観光事業者の復旧・再建の支援と、沿岸地域への立地を促すことにより、多くの観光客を迎え入れ、地域経済及び地域社会の活性化を図るため、観光施設・設備を復旧・再建する者及び沿岸部市町において宿泊施設を設置するグループを構成する者に対して予算の範囲内で観光施設再生・立地支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとする。その補助金の交付に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業者等」とは、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する者及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年6月2日法律第48号)第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 「観光施設」とは、別表1に定めるものであって、補助事業者の資産として計上するものをいう。ただし、他の事業者に貸与することを目的とする施設は除く。
- (3) 「設備」とは、前号の観光施設に付帯する設備であって、補助事業者の資産として計上するものをいう。ただし、他の事業者に貸与することを目的とする設備は除く。

(交付対象等)

第3条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。), 補助対象経費及び補助金の額等は、別表2のとおりとする。

2 別表2に定める「再生支援型」については、この要綱の施行前の平成23年3月11日から着手又は完了している事業についても、補助対象とする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出部数は1部、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の申請に当たり、対象経費を算出する際に、別表1に該当する施設が複数ある場合は、合算してよいものとする。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別表3のとおりとする。

4 申請者は、第1項の補助金交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいい、以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

5 別表4のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができないものとする。

(交付の決定)

第5条 知事は、補助金交付申請の提出があったときは、その内容を審査し、これを適正と認めるときは規則第4条の規定により交付の決定を行い、当該申請者に通知する。

2 知事は、補助金の交付が適当でないことを認めるときは、その旨を申請者に通知する。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更(軽微なものを除く。)をする場合においては、様式第4号によ

り知事の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、様式第5号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件。

(状況報告)

第7条 規則第10条の規定による報告は、様式第6号によるものとし、必要に応じ別途知事が指示するところにより提出するものとする。

(財産の管理及び処分)

第8条 補助事業者は、当該補助金の交付対象として取得した財産を善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるものを知事の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

一 不動産及びその従物

二 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の設備

3 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ様式第7号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、第3項の承認をしようとする場合において、別表5に定める金額を県に納付させることができる。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告の様式は、様式第8号に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業の実施が確認できる書類(売買契約書、工事請負契約書、領収書の写し等)及び写真

(2) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに行うものとする。

3 補助事業者は、第4条第4項ただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。その交付に係る請求書の様式は、様式第9号によるものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めたときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができる。

2 前項ただし書による補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、様式第10号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第11号により知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金に係る経理)

第12条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(他事業との併用の制限)

第13条 本事業の交付決定を受けた後に、県が実施する東日本大震災における施設設備関連の復旧・復興補助事業の交付決定を受けた者は、様式第5号により知事に申請し、廃止の承認を受けなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、平成26年度から平成29年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成30年6月8日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和元年5月30日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年5月19日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

別表1 観光施設(第2条関係)

	区 分	施 設	備 考
観 光 施 設	宿泊施設	ホテル, 旅館, 簡易宿所等	旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するホテル営業, 旅館営業, 簡易宿所営業及び下宿営業の用に供する施設
	その他	観光集客施設	知事が特に認めるもの
	※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号の営業に供する施設及びそれに類するものと知事が認める施設を除く。		

別表 2 補助事業，補助対象経費及び補助金の額(第 3 条関係)

補助対象事業	再生支援型
補助対象者	東日本大震災により被災した観光施設・設備を復旧・再建する中小企業者等
補助対象施設	観光施設
補助対象経費	<p>1 下記の経費を対象とするが、いずれも再建・復旧する場合に限る。</p> <p>(1) 被災した施設及び設備の解体撤去に要する経費</p> <p>(2) 被災した建物の修復及び建替に要する経費</p> <p>(3) 被災した設備の修繕又は入替に要する経費</p> <p>(4) 施設及び設備に付帯する工事に要する経費</p> <p>(5) 診断・調査後に工事を行う場合の耐震診断・地盤調査に係る経費</p> <p>(6) 土地復旧費</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 他の事業者に貸与することを目的とする施設及び設備は除く。</p> <p>(2) 対象となる施設が複数ある場合、対象経費の合算を可とする。</p> <p>(3) 土地の取得に係る経費は除く。</p> <p>(4) 住宅と事業用建物が一体となっている場合、事業用部分に係る額(全体の経費に、建物の延床面積に占める事業用部分の床面積の割合を乗じて得られた額)とする。</p> <p>(5) 「設備」については、資産として計上する建物附帯設備及び単価 10 万円以上のものを補助対象とする。</p> <p>(6) 補助金の対象範囲は、被災前の当該施設・設備の種別・規模等の同程度を原則とする。ただし、知事が必要と認める場合はその限りではない。</p>
補助金の額等	<p>補助率 1/2</p> <p>補助金額に千円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。</p> <p>補助上限額 10,000 千円</p> <p>補助下限額 1,000 千円</p> <p>経費の 2 分の 1 に相当する額が 1,000 千円(税抜き)を下回る場合には補助金を交付しない。</p>

補助対象事業	宿泊施設立地支援型
補助対象者	沿岸部市町において、共同で費用負担することにより宿泊施設を設置する、被災宿泊事業者を含む複数の事業者によるグループの構成員
補助対象施設	宿泊施設
補助対象者の要件	<p>1 沿岸部市町 沿岸部市町とは、下記の15の市町をいう。 ①仙台市(ただし、宮城野区、若林区に限る) ②石巻市 ③塩竈市 ④気仙沼市 ⑤名取市 ⑥多賀城市 ⑦岩沼市 ⑧東松島市 ⑨亘理町 ⑩山元町 ⑪松島町 ⑫七ヶ浜町 ⑬利府町 ⑭女川町 ⑮南三陸町</p> <p>2 共同で費用負担することにより宿泊施設を設置すること。 (1) 当事業で設置する宿泊施設は、沿岸部市町に立地するものとする。 (2) グループ内の各申請者は、宿泊施設設置の費用負担を共同で行うものとする。また、グループには補助下限を満たす費用負担を行う者が2者以上含まれており、うち1者以上は被災宿泊事業者であることを要する。</p> <p>3 被災宿泊事業者を含む複数の民間宿泊事業者によるグループの構成員であること。 (1) 被災宿泊事業者とは、東日本大震災により、沿岸部市町に所在する宿泊施設に全壊又は大規模半壊の被害を受けた中小企業者等をいう。 (2) 被災宿泊事業者は、旅館業の営業許可を受け、当宿泊施設の運営に主体的に携わることを要する。また、被災宿泊事業者以外の申請者も、運営に参画するものとする。 (3) 以下に定める者は、自身も被災宿泊事業者でない限り、グループの構成員として、申請者となることができない。 イ 被災宿泊事業者が個人の場合、当被災宿泊事業者の親族(六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族)及び当被災宿泊事業者が役員を務める法人 ロ 被災宿泊事業者が法人の場合、当被災宿泊事業者の役員、役員の親族</p> <p>4 その他 (1) 申請者は、設置する宿泊施設において、地域住民を雇用するよう努めるものとする。 (2) 地域住民とは、東日本大震災発生時に既に県内に居住していた者をいう。</p>

<p>補助対象経費</p>	<p>1 下記の経費を対象とするが、いずれも沿岸部市町に宿泊施設を新たに設置する場合に限る。</p> <p>(1) 施設及び設備の解体撤去に要する経費</p> <p>(2) 建物の建設、修復及び建替に要する経費</p> <p>(3) 設備の設置、修繕又は入替に要する経費</p> <p>(4) 施設及び設備に付帯する工事に要する経費</p> <p>(5) 診断・調査後に工事を行う場合の耐震診断・地盤調査に係る経費</p> <p>(6) 土地復旧費</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 他の事業者に貸与することを目的とする施設及び設備は除く。</p> <p>(2) 対象となる施設が複数ある場合、対象経費の合算を可とする。</p> <p>(3) 土地の取得及び造成に係る経費は除く。</p> <p>(4) 住宅と事業用建物が一体となっている場合、事業用部分に係る額（全体の経費に、建物の延床面積に占める事業用部分の床面積の割合を乗じて得られた額）とする。</p> <p>(5) 「設備」については、資産として計上する建物附帯設備及び単価10万円以上のものを補助対象とする。</p> <p>(6) 申請時点で既に宿泊施設として使用している建物の改築、修繕、増築等に係る費用は補助対象としない。</p>
<p>補助金の額等</p>	<p>1 被災宿泊事業者 補助率 1/2 補助金額に千円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。 補助上限額 10,000千円 補助下限額 1,000千円 経費の2分の1に相当する額が1,000千円(税抜き)を下回る場合には補助金を交付しない。</p> <p>2 被災宿泊事業者以外 補助率 1/3 補助金額に千円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。 補助上限額 7,000千円 補助下限額 1,000千円 経費の3分の1に相当する額が1,000千円(税抜き)を下回る場合には補助金を交付しない。</p>

別表 3 補助金交付申請書添付書類(第 4 条関係)

補助対象事業	再生支援型
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書(様式第 2 号の 1) 2 復旧・再建の対象が観光施設に該当することを説明する書面 (被災施設の旅館業法の許可の写し又はパンフレット等) 3 (被災宿泊事業者の場合)罹災証明等市町村が施設が被災したことを証明する書類 上記の書類がない場合は、施設が被災したことを客観的に確認できる写真 4 住宅と事業用施設が一体となっている場合には、全体の延べ床面積に対する事業用部分の延べ床面積の割合が確認できる書類(平面図等) 5 復旧する事業用建物の位置図 6 復旧に要する経費が確認できる書類(見積書, 売買契約書, 工事請負契約書, 明細書等) 7 法人の場合は定款又は登記事項証明書(全部事項), 個人の場合は住民票抄本 8 県税の納税証明書 9 暴力団排除に関する誓約書(様式第 3 号)及び役員等名簿 10 その他知事が必要と認める書類

補助対象事業	宿泊施設立地支援型
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書(様式第2号の2) 2 (被災宿泊事業者の場合)復旧・再建の対象が宿泊施設に該当することを説明する書面 (被災施設の旅館業法の許可の写し又はパンフレット等) 3 (被災宿泊事業者の場合)罹災証明等市町村が施設の罹災程度が全壊又は大規模半壊であると証明する書類 上記の書類がない場合は、施設の罹災程度が全壊又は大規模半壊であると客観的に確認できる写真 4 設置する宿泊施設の図面 5 設置する宿泊施設の位置図 6 設置に要する経費が確認できる書類(見積書, 売買契約書, 工事請負契約書, 明細書等) 7 法人の場合は定款又は登記事項証明書(全部事項), 個人の場合は住民票抄本 8 県税の納税証明書 9 暴力団排除に関する誓約書(様式第3号)及び役員等名簿 10 その他知事が必要と認める書類

別表4 交付申請できない者(第4条関係)

補助対象事業	再生支援型
交付申請できない者	<ol style="list-style-type: none"> 1 県が実施する東日本大震災における施設設備関連の復旧・復興補助事業の交付を受ける者 2 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等 3 県税に未納がある者

補助対象事業	宿泊施設立地支援型
交付申請できない者	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災宿泊事業者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 同一施設に対して、県が実施する東日本大震災における施設設備関連の復旧・復興補助事業の交付を受ける者 (2) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等 (3) 県税に未納がある者 2 被災宿泊事業者以外 <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等 (2) 県税に未納がある者

別表5 財産処分時の財産処分納付額(第8条関係)

補助対象事業	再生支援型
財産処分納付額	<p>有償譲渡又は有償貸付けを行った場合、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡額又は貸付額(ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額)に補助率(補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。)を乗じて得た額とする。</p>

補助対象事業	宿泊施設立地支援型
財産処分納付額	<p>1 有償譲渡又は有償貸付けに係る納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡額又は貸付額(ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額)に補助率(補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。)を乗じて得た額とする。</p> <p>2 転用、無償譲渡、無償貸付け、交換、取壊し又は廃棄の場合の納付額は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする。</p> <p>3 担保に供する処分における担保権実行時の納付額は、(1)における有償譲渡の場合と同じ額とする。</p>